

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和4年9月8日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 甲斐徳之助

5番 伊藤裕一

6番 池辺己実夫

7番 諸橋太一郎

8番 市川圭一

9番 長田麻美

10番 山本伸子

11番 守屋常雄

12番 加川裕美

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

令和4年第3回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和4年9月8日(木) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

日程第 2. 議案第30号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3. 議案第31号 牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4. 議案第32号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5. 議案第33号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6. 議案第34号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について

日程第 7. 議案第35号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について

日程第 8. 議案第36号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9. 議案第37号 令和4年度牛久市一般会計補正予算(第4号)

日程第10. 議案第38号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11. 議案第39号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第1号)

日程第12. 議案第40号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第13. 議案第41号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14. 議案第42号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第15. 認定第 1号 令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

日程第16. 意見書案第 9号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

日程第17. 議案第45号 令和4年度牛久市一般会計補正予算(第5号)

日程第18. 意見書案第10号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求め

る意見書の提出について

日程第19．意見書案第11号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出について

日程第20．意見書案第12号 安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出について

日程第21．休会の件

午前9時58分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで、執行部より発言を求められておりますので、これを許します。内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 おはようございます。1つ、報告をさせていただきます。

藤田議員の一般質問HPVワクチン接種費用助成の見解について、市長答弁の中で、後遺症がある方の状況についてお伝えをいたしました。

答弁後に、いつの状況であったかを確認いたしましたところ、平成27年当時、市長面会にて、学校に通えることになったと報告を受けたときのことでありますので、以上、報告させていただきます。

○杉森弘之 議長 日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、22番利根川英雄議員。

[22番利根川英雄議員登壇]

○22番 利根川英雄 議員 日本共産党の利根川英雄です。通告順に従って質問をします。

まずは、指名排除による賠償請求事件訴訟についてであります。

今回の事件で多くの市民は、なぜこういうことが起きたのか、よく理解できておりません。何年も費やし、多額な費用を使つての訴訟は、勝った負けたではなく、二度とこのような訴訟事件を起こさないようにするためにはどうしたらよいかというのが基本だと思います。市の考え方をお尋ねします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 指名排除による損害賠償請求事件の判決につきまして、入札制度を厳格に運用しなければいけないというところがございますが、今回の判決において、当時の入札制度の運用に公平性の配慮に欠ける部分があったということを指摘されました。当市といたしましても、これらの指摘を重く受け止めているところです。担当である現在の契約検査課においては、競争性、公平性、透明性を常に意識し、入札契約制度運営に厳格に取り組んでおります。今回の指名排除による損害賠償請求事件の判決を踏まえ、改めて入札制度の在り方について公平性等の意識を高く持ち、健全な入札契約制度運営に努めてまいります。

また、契約検査課においては、入札参加者名簿、そして入札結果、年間工事等の実績等の情

報公開に努め、透明性を図っているところでございますが、この公表情報についても常に見直しを行いながら、より分かりやすい内容にできるよう努めてまいります。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 入札の問題について、私はこれまで何度か取り上げてきました。入札方法に問題があるのではないかとということも取り上げてきました。一般競争入札、指名競争入札、随意契約など、その透明性を図るための方策、今回の裁判を受け、入札についての考え方は変わるのではないかと思います。

今の答弁を聞いていますと、透明性を広げていくというようなことであります。これらを含め、不正入札の防止についての考え方、どのような考え方があるのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 今回の、先ほどの市長答弁にもありましたように、入札制度の透明化等を図るために必要なものということでもありますけれども、一つには、例えば職員の関与の防止ですとか電子入札の導入、あるいは入札参加資格の電子申請、あるいは随意契約等の厳格な運用適正化、そういったものが挙げられると思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 牛久市の入札、現在は予定価格を事前公表しております。そして、その入札結果は35%前後と言えるわけであります。この予定価格を事前公表というメリットとデメリットについての考え方をお尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 事前公表のメリット、デメリットということでもありますけれども、事前公表についてのメリットにつきましては、職員に対する予定価格こういったものを探る行為など不正行為の防止が可能となること、そういったこととなります。デメリットにつきましては、談合が一層容易にといいますか、簡単に行われる可能性があること。また、積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考に受注するという事態が生じること、そういったことが挙げられるのではないかと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 総務省、国交省では、入札直後に公表するのがよいのではないかとっております。予定価格の事前公表は談合しやすいとも言われております。官製談合の防止として、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律というものがああります。これは当然御存じと思いますが、どのように利

用されているのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 入札談合の行為ということですが、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムの否定でありまして、事業者が自ら創意工夫し発展する機会や、発注者がより優れた品質をより安く調達する機会を阻害し、ひいては納税者である市民の方々の不利益となることから、断じて許せない行為であるとして、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入契法、及び公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法と言いますが、におきまして、排除の徹底が示されております。

入札談合等に発注機関職員が関与した場合には、入札談合等関与行為防止法第8条の適用を受けまして、5年以下の懲役または150万円以下の罰金に処される場合がありますが、国内の多くの事例につきましては、関与した職員には官製談合行為に加担しているという意識がなくよかれと思っているケースもあることから、職員への入札制度に係る徹底した教育が重要であると考えております。

契約検査課におきましては、例年、公正取引委員会が開催している官製談合防止研修会に参加をしまして、職員の意識向上を図っているところです。また、制度改正や大きな官製談合等があった際には、庁内へ提出することで情報共有も行っております。

今後も定期的に、全庁に向けた情報の発信や研修等も踏まえ、庁内全体の意識を向上できるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 総務省では、先ほど私が言いました法律を、職員による教育、研修等を適切に行うことというふうに通達をしております。これについてどう思いますか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 先ほども御答弁いたしましたように、職員の関与がないように、そういった研修に積極的に参加をしまして、職員の教育、それに重点を置いて努めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 職員はですね、毎年1年で職場が変わるということはないと思いますけれども、今ある職場に入社してから、入所、役所に入ってから定年まで同じところに

いるということは限らないわけですね。ここで言っているのは、やはり、毎年全ての職員に対してこのような教育、研修などを行うべきだというのが総務省の考え方だと思います。これについて、今の部長の答弁ですとそのように聞こえないんですね、全ての職員だけではなくて、入札に関わる職員だけというふうに受け取れます。それらも含めて、この研修、教育というものを実際、市のほうでは行っているのかどうかと。全ての職員に対してですね。お尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 現在のところ、全職員に対してそのような研修は行っておりません。現在、繰り返しになりますが、契約検査課の担当職員が研修に出向いて教育のほうを行っているというところになります。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 今いる職員は、課長も含めて、何年いるか分からないわけですよ。国が言っているところというのは、全庁でこのような事件、今回2つの訴訟事件があったわけですね。そういったものも含めて、やはり全ての職員がこのようなミスというか、このような失態を起こさないためにも、しっかりとした研修というものが必要になってくるというふうに思うんですが、今の部長の答弁ですと、この総務省の通達に基づく教育、研修は全ての職員に対して教育研修はしないということと受け取ってよろしいですか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 以前、国土交通省の職員を招いて談合防止についての研修を市役所の内部で職員に対して行ったことがあるというところありますけれども、そういったことも踏まえて、全職員に対して、今回の事例も踏まえて、研修等を行っていくかどうか、今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 ぜひ、今回の訴訟事件の反省に立って、ぜひ、このような教育研修というものを全庁的に行っていただきたいと思います。

そのような中で、地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の設置についてであります。

入札手続の適正化を図る必要があると思います。この第三者委員会設置、今回、2回目の一般質問になりますが、その当時はやらないということでしたが、実際に今ある市の要綱ですね。牛久市建設工事契約制度等検討委員会設置要綱というのがありますが、この検討委員会自体は市の職員だけで構成しているわけですね。ここにも私は問題があると、前回も指摘をしました。

市の要綱では不十分ではないかと、これについてどう考えるのか。そしてこれで全く問題ないと、そして、今回2回の裁判の結果を受けて、全く問題ないと言えるのかどうか。この第三者機関の設置というものが当然必要になると思うんですが、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 入札監視委員会等の第三者機関の設置につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入契法の第17条で規定されている国が定めている指針の中で努力義務事項として位置づけられております。

指針には、第三者機関の具体的な義務として、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること、当該第三者機関またはその構成員が抽出指定した公共工事に関し、一般競争入札の資格要件の設定の経緯、指名競争入札の指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。報告の内容や審議した事項について不適切な点や改善すべき点があると認めた場合は、意見の具申を行うことの3点と、第三者機関から意見の具申があったときはこれを尊重し、その趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な処置を講ずることが掲げられております。

このように第三者機関の監視を受けることは、入札及び契約の過程や契約の内容について透明性を確保するために有効でありまして、第三者機関を活用することで、これまで以上に公平公正な入札制度が確立されるものと認識をしております。

しかしながら、第三者機関の設置状況につきましては、令和4年8月31日現在、全国の市区町村において、約2割の384団体が設置済みですが、約8割の1,337団体は未設置となっております。県内におきましても、約3割の13市町が設置済みですが、牛久市を含め約7割の31市町村は未設置となっております。設置するためには、設置、運営に関する規定等の制定、委員の選任、予算の確保等が不可欠となるため、それらが設置が進まない要因であると考えております。

今後、今回の裁判の結果を踏まえまして、入札の公平性、透明性を高めるために、第三者機関の必要性は十分に認識をしておりますので、引き続き設置について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 第三者機関の設置ですね、検討していくということじゃなく、これなるべく早くつくるべきだと思います。今回の2つの訴訟事件、これが第三者委員会にかけられたらどのような指摘が出るか。裁判所が言うもの以外にいろいろな方向から指摘をされると思います。随意契約の問題、そしてまた昨日の一般質問にもありました契約書の内容の問題ですね。そういったものを真摯に受け止めて、第三者委員会が指摘をするものだと思います。

早急に、これはつくるべきだと思います。

どのような人たちがこの第三者委員会の委員になるかという、例えば、法律や経済の専門家、または弁護士、大学教授、このような人たちを選任しているところが多いですね。前回は、質問的には、監査委員会が云々ということを行いましたけれども、全国的に見ますと、監査委員ではなくて、先ほど言いました大学教授クラスですね。大学教授の法律、経済系の教授、大学教授の工学系の教授、あとは弁護士、公認会計士、税理士、行政書士と、大体このような人数で、全国的に見ますと、大体、牛久市以上の地方自治体になると約5名ですね。5名の委員で構成をされているようであります。そして、その年間費用も年間50万円以下の自治体が約7割を占めております。そして定例会1回ごと、すると年4回ですね、これを行うということになっております。これらを含めて、国土交通省並びに総務省などから第三者機関の設置に対する数多くの資料が出されております。今の答弁を聞いていると、今回2回の裁判に立った形の私は答弁になっているとは思いません。出さなくてもいいようなお金を市の、先ほど、言い過ぎかも分かりませんが、市のミスによって支出したわけです。この責任は誰にあるかと。これは市民に責任はないんですよ。入札等に関する問題が一つの大きな要因になっているんです。そういったものを真摯に受け止めれば、私は今のような答弁にはならないと思います。早急にこの第三者委員会、これをつくって、さらに透明性を図っていくという方向でなければならぬと思うんですが、その点について再度お尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 第三者の監視を受けるということにつきましては、入札及び契約の過程や契約の内容について透明性を確保するために非常に有効であると考えております。第三者機関を活用することで、これまで以上に公平公正な入札制度が確立され、また、議員さんおっしゃるように、学識経験者等の専門的な意見を聞く機会も増えると思われまます。委員会の設置等の様々な事務量等ありますけれども、そういったメリットのところをよく見まして、第三者に監視されることで信用の確保にもつながるものと考えておりますので、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 この牛久市の入札、一般競争入札、指名競争入札、随意契約等の全部を第三者委員会で検討するというのではなくて、第三者委員会がその中から何点かを抽出するわけです。その抽出するということを、市が関わらない、第三者委員会が関わるということなんです。ですから、市のほうにとっては、どの入札が審査されるかというのは、事前には分からない。そして、第三者委員会から、この入札について審議をするということになれば、

それに対する明確な資料を持って参加するということになることであって、ですから、入札に参加した、指名入札なり一般競争入札、随意契約などを発注した側の職員というものは、もうそこで自分が発注したものの自体がどのような形で審議されるかということが分からない。非常に緊張感を持って発注するという方向になると思うんですね。ですから、これを行うということは当然必要です。私が入札の問題でいろいろ取り上げたのは、指名競争入札の前に天からの声が聞こえるというようなことも何回か議会で質問をしました。例えば、入札の前日に業者の名前を書いたメモをテーブルに置いていくとか、そんなようなことも聞いております。ですから、全ての発注者が緊張を持って発注できるような体制にしていくということが、今回の2つの裁判の結果を見て、緊急にしなければならないことだというふうに思います。

市長、ここでですね、私はこの第三者委員会の設置というのはこれで2回目です、質問するのは、ですから、今回の2つの裁判というのは今の市長時代のものではないのは私も十分知っております。しかし、今後の問題からして、緊張感を持って発注者が発注すると、できるようにするのにも、この第三者委員会の設置というのは急務ではないかと思うんですが、市長の考え方をお尋ねします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 この2つの訴訟に関しては、まさしくちょっと性格、入札の件とそれから業者委託の件とございまして、ちょっと違う性質のものかと思えます。いろんな業者の方を監視する、また、いろんなことの市の職員の仕事を監視する。それで、この入札制度、そうですね、この入札、今の御質問の入札制度に対しても、こういう私的な部分でこういう公共の施設の中に介入するというのはちょっと僕も理解できない。その理解できない部分があった、行われたということは実際、本当私もどうなのかな、遺憾、これはこれで、公共性をできるのかなと非常に私も疑うところがございます。でも、現実にあったわけです。ですから、このあったことに対して、今どうしたらいいかということで、取りあえず今の私たちの指名するときは、部長会で、皆さん、部長会に集まっていただいて、それで各部長が、そしてその業者の選定に当たって、そして入札が終わった、そしてまた入札が終わると、その結果についてまた部長のほうで認可された、それで私のところに決裁回ってくるということにしています。そういうことによって、私も各部長を信用していますし、また見識ある部長でありますので、それに関しては、私は、そのときの状況によっては、しっかりとした御意見をいただくものと、私は思っています。ただ、それでもいろんなことで、これからの入札制度については、これからどのように行っていくのか。一つ私が危惧しているのは、今日も決裁で報告が上がってきたところにまたこういう報告上がってきますということがあります。そうすると、もう週にそうですね、週に1回か2回は必ずこういう案件回ってきますと、月でいくと相当な件数があります。その

たびにこの、こういう形でどうですか、どうですかって言ったように、そうすると、中には執行される部分もございます。執行された部分であれがこうだったというのは非常に業務の混乱を来す場合もございます。そういうことも精査しなければ、この第三者委員会を設置しても、結局、業務の混乱を招くときもあります。ですから、その辺も十分に検討しなければ私はいけないと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 いろいろ市長の話もお伺いしました。私もこれまで何回か指摘してきた市の要綱では不十分ということ、今回の裁判の結果を受けて、市の要綱では不十分だと。そしてまた予定価格、これの事前公表でなく、事後公表ですね。国交省が言っているのは、入札したときにすぐそこで公表するという、全部終わって、業者が決まってから公表ではなくて、札を入れてから、全部の業者の札を入れてから公表するという、この事後報告ですね。こういう形に、やはり前向きに取り組んでもらえるようお願いを申し上げます。

次に、不公平な入札というものをなくしていくためには、今、国のほうで言われているのが、デジタル化の問題ですね。地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に関わる標準項目の活用について、これは昨年10月19日の通達、総務省は競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を作成するとともに、事業者等の利便性向上を図るなどの観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促しております。また、これに伴って、今後の入札の在り方としては、電子入札の方法も考えられるというふうに思います。市の考え方、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

電子入札や入札参加資格の電子申請等の近年の新しい入札契約制度についてですが、牛久市におきましても、国土交通省や総務省から発出される情報等につきましては常に情報収集に努めておりまして、牛久市と他市町村、国や県とでは財政規模や人口、職員数等の違いもあるため、制度それぞれのメリット、デメリットを十分検討した上で、導入の是非や時期について判断をしているところであります。

入札参加資格の電子申請につきましては、今年度11月に予定している入札参加資格の受付審査から茨城県が行う電子申請システムによる共同受付を開始してまいりたいと思います。これまで受付審査に当たりまして、事務の補助として会計年度任用職員を雇っておりましたが、それと同程度の予算で契約検査課職員が行っていた年間約1,000件を超える膨大な量の書類審査事務が大幅に軽減されるとともに、事業者にとっても各市町村に提出する書類を作成す

る負担が減るため、各方面にメリットの多い制度であると判断したため、電子申請システムによる共同受付の導入に踏み切りました。このように実施によるメリット、デメリットを的確に捉えながら、よりよい入札制度にできるよう今後も努めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 指名競争入札参加資格申請書、これは茨城県ということでしたけれども、これは総務省、国交省が提案をしているものなのか、それとも茨城県独自のものか。この中で説明されているのが、ほぼ、ほぼというか、一つの統一されたものであれば隣の自治体等も使える、共有できるようなものだというふうには聞いてはいるわけなんです、その点について、茨城県が行おうとしているのは、当然、全県統一のものだというふうには思うんですが、その点についての確認をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 議員さんおっしゃるように、全県統一のものとなります。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 ぜひ、この利点というものをしっかり確認をしていただいて、準備していただきたいと思います。

またもう一つ、今回の裁判の一つが随意契約の問題でありました。総務省では、毎年、随意契約の年度ごとに見直しをしております。その一覧表も公表はされているわけですが、この総務省が行っている随意契約の年度ごとの見直し、市として把握をしているのかどうかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 随意契約についてですが、地方公共団体を含む公共機関による調達には、競争性、公平性、透明性を確保するため、一般競争入札を前提とし、事務負担の軽減等の目的から、指名競争入札、随意契約を行うことができるとされております。

随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2に規定する範囲内で行うことができますが、議員の御指摘にあるように、随意契約の適正化につきましては、平成18年に公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議により発出されている公共調達の適正化についての中で、国の各省庁へ緊急点検の通達がされております。その中で、例えば単に業務に慣れていることや実績があるという理由だけで随意契約とすることは不適切であるなど、安易に随意契約を取り交わしている案件について点検することとされております。

牛久市におきましても同様の考えで、基本は競争入札を行うことを前提に、各発注担当課の

執行決議書の審査を行っております。また、随契約によるものにおきましても、前に申し上げましたように、地方自治法施行令に規定されている金額以上の案件につきましては、契約事後に契約の相手、金額、随意契約をした理由等を公表することで透明性を図っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 総務省が行っているこの随意契約の見直しの状況ですね。これは牛久市は対象になっていないのかどうかという問題なんですけれども、この中で市区町村、平成22年4月1日現在で、随意契約を見直した団体が市区町村で1,470、随意契約の見直しに関する計画等の策定状況、これ19団体ですね。このように総務省のほうではこういった資料を毎年出しております。今の御答弁ですと、この市のほうは総務省の行うこの調査に、見直しの状況等について、関係していないというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 随意契約の見直しということですが、近年におきまして牛久市では見直しを行っていないということです。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 総務省との関係は全くないということで判断していいですか。

(「ちょっと待ってください」の声あり)

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 担当のほうにも確認をしましたが、ガイドライン等の変更等、そういった見直しも行っていないということです。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 ちょっと何言っているかよく分かんないんですが、実際に総務省が行っている、私が今持っているのは、先ほど言いました平成22年度、21年度、20年度という3か年のものなんです、こういったものには牛久市は関係してないと。今の御答弁ですとそのように受け取れるんですが、これはね、答弁はいいですから、しっかり調べていただいて、後日報告していただきたいと思います。

なぜこの随意契約にこだわるかという、今回の裁判の一つが随意契約なんですよね。それも、とんでもない5年間という。そういったことからいけば、やはり随意契約等の問題についてはしっかりと調査する。そしてまた、国のほうに対してどういうことなのかということもしっかりとお願いしたいと思います。

それでは、次に、今大きな問題となっている世界平和統一家庭連合、旧統一教会による靈感商法等の市消費者生活センターへの相談事例について、ここ何年間か、相談事例があったのかどうかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 過去10年間で4件、消費生活センターに、いわゆる靈感商法と見られる相談が寄せられております。しかしながら、消費生活センターが介入して交渉を行った事例は1件もございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 4件、解決、相談だけで解決をしてないということだということですが、牛久市として、世界平和統一家庭連合、旧統一協会への関連団体は把握しているのかどうか、お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 インターネット等で検索しますと、関連団体として100余り出てきてはいるんですけども、そちらの確実性というか信憑性というのには、そちらの確認作業というのは行っておりませんので、数の把握というのとはしていません。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 これはね、新たに幾つかどんどん出てきているので、はっきりしたところは分からないというのが現状で、私が数えただけでは137あったんですけども、これはもう旧統一教会系、世界平和統一家庭連合の関連団体と言われておりますが、では世界平和統一家庭連合の教会、これ宗教法人ですから教会があるんですね。県内に幾つあるのか御存じでしょうか。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 世界平和統一家庭連合のホームページによりますと、県内には水戸市、土浦市、神栖市、日立市の4か所にあるとされております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 世界平和統一家庭連合の最初のホームページを見ますと、今のようなことで、神栖かこの鹿嶋かということになると思いますけれども、ただいろいろ調べていきますと、土浦には2か所、下高津と真鍋にあるというふうに私は認識をしておりますが、この認識はあるのかどうか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 この公式ホームページのほうでは4か所とされておりましたが、独自に調べたところ、関連のあるものなのかどうか、信憑性が高いものかどうか分かりませんが、そういう団体があることは認識しております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 旧統一教会の一番最初のホームページには、真鍋のことは出ていないんですが、たどっていくと、真鍋にあるということ、ビルの写真も写っていましたから実際はあるんじゃないかと思うんですが、土浦の教会、これに対して、牛久市のほうとして何らかの申入れ、家庭連合ではなくても、これに関連した団体がよく市のほうでは把握していないということなんです、世界平和統一家庭連合からの土浦の教会のほう、また、その教会の関連団体のほうから、何らかの申入れがあったのかどうかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 8月29日に世界平和統一家庭連合の土浦家庭教会の方が、消費生活センターに市の消費生活センターを訪れました。それで御迷惑をおかけしていますということで、何かお手伝いできることと協力できることがありましたらと、連絡をお願いしますということで一度接触がありました。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 なかなかね、これ意識的に調査してもはっきり分からないというのが現状だと思います。これから何点かその実例を述べますけれども、なかなか難しいところがあると思います。

次に、野の花会というのを御存じでしょうか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 市内の福祉施設等では、シーツ交換とか音楽演奏とか傾聴とか、様々なボランティア等を受け入れておりますが、野の花会という団体自体と関係がある個人、団体によるボランティア活動の実態については、市では把握はしていません。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 これは旧統一会系の組織の一つであります。民間福祉支援、ボランティア団体として、養護施設、知的障害者施設、老人ホーム、在宅障害者、海外支援等への寄附、寄贈やその施設訪問、観劇招待、イベント招待など、福祉支援活動やボランティア活動を行っている団体であります。ボランティア活動の中では、無償で派遣をされているということもあります。この点は、今回だけの調査だけではなく、これからも、この点についてはしっかりとっていただきたいと思います。

実は野の花会というのは知らない方も多いかも分からないんですけども、30年ほど前、若い男女が大きなかばんを抱えて、ハンカチや刺しゅうやそういったものを戸別訪問で売り歩いていったという経緯があります。そういった経緯からいくと、全く関係がないというものも、やはり、そこら辺のところ、多少なりとも考えながら、今後も調査をしていってもらいたいと思います。

それと、この旧統一教会との接点は地方議会にも及んでおります。朝日新聞のアンケートによりますと、国会議員712人中635人、都道府県会議員2,574人のうち、回答くれたのが2,307人ですか。知事全員にもアンケートを取っているようであります。都道府県会議員のうち290人がこの旧統一教会系の団体と関係していたと答弁をしております。これは県議会議員ですね、290人の所属政党別に見ますと、自民党が239人、公明党が11人、維新が7人、立憲民主が4人、国民民主が1人、その他3人で、無所属25人と、このほか、宮城、秋田、富山、福井、愛知、徳島、鹿児島県の7県の知事が接点を認めております。

世界平和統一家庭連合、旧統一教会の関連団体が強く求め協議にもなっている家庭教育支援条例、2022年9月3日時点で都道府県がこの条例を10団体で制定をし、市町村が6団体、制定をしております。茨城県家庭教育を支援するための条例は、2016年に、自民党10人、国民民主が1人、公明党の議員が1人の提案で議員提案ということで条例案が提案をされ、制定されております。この条例は、公権力が保護者に対し子供の教育について第一義的責任の自覚や愛情を持って接することを求めています。が、条例によって子育ての在り方や保護者の義務を規定することは、行政が家庭に介入することになります。さらに障害のある子供、問題行動を起こす子供を持つ親などを追い詰め、全て親が悪いからという風潮を生みかねません。子供や家庭を支援するというならば、教育や子育ての経済的負担軽減を進め、貧困をなくし、親の共働き方を改善するなど、豊かな家庭生活を送れるよう支援を拡充すべきであります。当然、市のほうとしては、茨城県がこのような条例を制定したのは御存じのことと思います。この条例について、県から何らかの通達通知があったのかどうか、お尋ねします。（「なければ」「確認、いいの」「どうする」の声あり）

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 そこまで調べてないんじゃないかとは思いますが。ちょっと事前に言っておけばよかったんですが。2018年、この条例に基づく個別支援が牛久市で行われております。外国籍の保護者のいる家庭への支援、不登校ぎみの中学生の子を持つ家庭への支援ということで、対象家庭が11家庭、延べ訪問回数が85回、電話相談が11回、メール、SNSでの相談が68回、改善が見られた家庭が10家庭という形で、この条例に基づく県の事業が行われております。これを、全く担当課等を含めて連絡がなく、県が独自に行ったのか

どうかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 今のお話ですね、県からの、そういったものは聞いておりません。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 この条例の制定からして、私たちは大きな問題があると思います。また、今言いました第13条に基づく関係で行われております。それで予算が212万6,000円、これ国からの補助金で行われています。これもどうなのかなというふうに思いますが、このような形で国からの補助金が出ている事業について、牛久市が全く知らないということ自体がやはり私としては問題があるというふうに思います。ぜひ、この点については、県に対してそれなりの抗議というんですか、事前にやはり知らせるべきだと思いますし、じゃあこの対象家庭11家庭を誰が選んだのかということなんですよ。これはもう完全に個人情報です。そういったものを市のほうから提供しないで、どういう形で選ばれたのか分からない。そしてまた訪問も85回やっているということ。これは当然、住所、氏名、年齢、全部分かっているわけですよ。こういったものが全てこの条例に基づいて、市のほうから県のほうに行っている可能性があるというふうに考えるんですが、この点について、再度お尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

かかる案件につきましては、行政のほうでも詳細に把握がされておりません。また詳細な質問の内容等も詳細に把握をされていなくて、市のほうでも詳細に調査ができておりませんので、詳しく回答することができません。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 ぜひ、私が調べる中では、このようなことが県から自治体のほうに連絡が行って、密でやられているというふうには、この茨城県の報告書というのは毎年出ているんですね、この先ほど言いました条例から基づいて。それで補助金も数多く出ているわけです。そういったものが県独自で、どこで資料を入手しているのかという問題等も含めて、やはりその問題について、そして、もし、こういう事業が行われている中で何か事故があった場合に、牛久市は全く知りませんでしたというのもこれは大きな問題だと思いますのでね。ぜひ、これは県に対して、そういった事業、催しについては、事前に報告することというふうに抗議を含めてやってもらいたいと思います。これはね、知らなかったことだと思いますから、これはぜひお願いをいたします。

次に、旧統一教会が関係する団体の活動は、ほかにも私たちの身の回りに及んでおります。大阪府箕面市では、旧統一教会系と関連する団体が、17年前から小学校で科学実験の講座を開いていたことが分かっております。市、そしてまた教育委員会としての関わり、このような実験等を含めて、講座をしていたのかどうかも含めて、箕面市の問題、そしてまた牛久市の学校教育の中での関わり等を調査すべきではないかと思うんですが、この2点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 旧統一教会関連団体が箕面市の小学校で、ちょうど牛久市のカップ塾、土曜カップ塾のような形で、その講師というか、先生役で参加したという事実を把握させていただきました。箕面市さんのほうにも確認をしたところ、やはり全然知らずに行われたという事実も確認しました。私どもとしましては、ちょうどカップ塾のような仕組みがありますので、同じようなことがないかということで、カップ塾の場合にはコーディネーターさんを市のほうが委嘱して、コーディネーターさんが地域の皆さんの御協力をいただいてそういったプログラムを組み立てているものですから、コーディネーターさんに確認をしたところ、今現在そういった関わりはないという事実は確認しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 このように福祉の面から教育の面まで、統一教会というものがじわじわと浸透してきているということ。箕面市については、今年度からやめたというふうな情報も聞いておりますが、どういう関係でどういう団体が、それとまた個人名で、例えば先ほど言いました家庭支援の条例ですね。家庭教育支援条例ですか。この条例で、ずっと調べていきますと、統一教会系の人の名前がはっきりと、統一教会と書いて出てくる市町村がありました。家庭教育の支援条例、これも統一教会の教義に非常に近いものであります。統一教会がこの条例を積極的に地方自治体に制定させようとあちこちで動いているわけですね。こういったことも含めて、教育委員会等も大分狙われているようでありますから、ぜひ、今後はそこら辺のところのアンテナを高くしていただいて調査をしていくべきだと。そして今後の問題としては、世界平和統一家庭連合との関わりについて、市として、今後の方針として、どのような考え方、そしてまたどのような対処と調査等をやっていくのか、お尋ねします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 旧統一教会に関わる社会的に指摘されていることを十分踏まえまして、市といたしましても慎重に対応してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 私が、なぜこのような質問しつこくしたかといいますと、今から35年ほど前の牛久大仏建設時についてであります。京都にある東本願寺のお東騒動に端を發し、牛久大仏の建設者、大谷光紹が東本願寺から独立し、世界日報に自分の論文を發表しました。旧統一協会が設立した政治団体、国際勝共連合の機関誌です。世界日報の目的は、全ての政界人、財界人、知識人が、毎朝一番に読む新聞として、発行目的を掲げております。このことで当時マスコミが取材に訪れ、共に調査をしました。その過程で東本願寺東京別院を紹介され、情報交換も多数しました。当時の世界日報と関係を持った大谷光紹法主も亡くなられ、情報収集も不十分なまま今日に至っております。牛久大仏が旧統一教会との関係があるとは思いませんが、30年以上も私として気になっていたところがあるというところから質問をした次第であります。

今後も、旧統一教会との関係をなくす、受けるようなことのないように重ねてお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 ここで、利根川議員に申し上げます。

先ほど随意契約についての御質問がございましたが、執行部から説明、答弁を補足したいという申出がございましたので、これを許したいと思います。飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 先ほどの利根川議員さんの最後の質問ですね、国の随意契約の見直しの通達、動きに沿った内容か、行ったかという御質問ですけれども、確認をさせていただきました。

平成22年、23年に総務省の調査が行われまして、これを受けて、牛久市でも同年、平成22年に随意契約のガイドラインというのを作成しております。これを受けて作成ということです。今後もその規則、規定、ガイドラインに沿って厳格に運用してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 以上で、22番利根川英雄議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時13分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番長田麻美議員。

[9番長田麻美議員登壇]

○9番 長田麻美 議員 改めまして、こんにちは。日本維新の会、長田麻美でございます。

一般質問最後の登壇となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

通告に従いまして、一問一答方式にて質問を行います。

まず初めに、ひたち野リフレプラザ窓口の進捗状況についてをお伺いいたします。

ひたち野リフレビルの2階に窓口がオープンするというので、今年の秋、開設予定と伺っておりますが、詳しいスケジュールが決まっておりますら、お示してください。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 改修工事のスケジュールにつきましては、本工事の実施設計を7月に終了し、工事発注に関しましては一般競争入札、8月19日に公示しました。この後、9月15日、開札予定となっております。落札者との契約締結後、速やかに工事工程の調整を図ることとしております。その時点での具体的な開設までの日程が判明してくるものと思われれます。10月あるいは11月の開設時期を目標に進めてまいりましたが、昨今の社会情勢により、工事資材の調達の遅れが生じることも想定され、現在、年明けの開設も視野に入れて準備を進めているところでございます。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 年明けの開設もあるということで、了解をいたしました。

次に、窓口の詳細についてを伺います。出張所ではなく、支所的役割のある窓口であります。詳細について伺います。

まずは、開設時間がお決まりでしたらお示してください。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

窓口につきましては、本庁舎と同様に午前8時半から午後5時15分までの開庁を予定しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 それでは次に、開設曜日についてお決まりでしたらお示しをください。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 開庁日につきましては、平日及び土曜日、日曜日、閉庁日につきましては、祝日及び年末年始の12月29日から1月3日までを検討しております。また、法定設備点検などによる全館閉館日も閉庁となる予定です。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 それでは次に、業務内容についてを伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 取扱い業務につきましては、住民票など各種諸証明の発行、転入転出など住所異動の届出並びに異動関連業務、また、戸籍の届出等を予定しております。

なお、詳細につきましては、現在、庁内の横断的なメンバーで編成をされましたプロジェクト会議におきまして、精査中であります。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 プロジェクト会議で決めていくということを伺いましたが、今現在の状況の中で、本庁舎、出張所のない機能もお考えか、新しい業務がありましたらお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 現在リフレビル1階の管理室にて行っております図書の貸出し並びに返却業務を新たにリフレの市民窓口で取り扱う予定であります。

また、今回の改修で整備する3階の有料リモートスペースの受付等業務につきましても、窓口で取り扱う方向で現在検討しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 それでは次に、職員体制について伺います。

土日も開設ということで、そうなると、市の全ての窓口が土日開設となります。これはとても市民サービスとして手厚いものだと思います。それでは、窓口の従事職員数は何人程度を想定しているのでしょうか、お伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 職員の配置につきましては、リフレ窓口で取り扱うこととなる業務の内容やボリューム、想定される利用者数等を踏まえまして、現在8人から10人程度の職員を配置する予定であります。

なお、その際は、職員の異動に伴い、ほかの業務の遂行に支障を来さないよう、適切な職員の配置を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 近隣を調べましたところ、隣の龍ヶ崎市のショッピングセンターの窓口、龍ヶ崎市市民窓口ステーションの業務は、住民票、戸籍、市税などの各種証明書の発行、

住民票の異動届出、戸籍届出の受付、印鑑登録及び証明書発行、市税などの納付、国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療保険の届出、編入学通知書の交付、マイナンバーカードの受け取り、電子証明書、暗証番号の初期化や変更、パスポートの受け取りであり、土日も開設で、職員が8人体制であることが分かりました。

ひたち野リフレプラザの窓口の業務は、プロジェクト会議で精査中とのことですので、詳しい業務内容は今後に決定することは承知をいたしました。出張所以上の機能を持たせるということですので、先ほどの龍ヶ崎の窓口よりもさらに多くの手続が可能になるのではないかと思います。

また、先ほど御答弁いただきました図書の貸出しや返却業務に加え有料リモートスペースの受付業務、そのような新たな業務も加わるということですので、その中で滞りなく業務が行っていきけるのか心配するところでございます。8人から10人を想定しているとの御答弁でしたが、もし8人だとすれば、その体制で十分なのでしょうか。どのような体制で皆さんが働くのかちょっとまだ決まっていないと思いますけれども、常勤だったり非常勤の割合もあったり、また1人当たりの勤務日数、勤務時間によって変わってくると思います。現在のお考えをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 リフレ市民窓口につきましては、現在、オープン後の窓口でスムーズな業務の実施が可能かどうか、どういった業務を行っていくか、プロジェクト会議におきまして個々の窓口業務について担当職員から聞き取りを行いながら検討しております。支所に近い窓口業務を行っていくというのを基本に検討しておりますが、その中では、例えば先般プロジェクト会議におきまして、一例を申し上げますと、健康づくり推進課の職員にプロジェクト会議に来ていただきまして、母子手帳の交付につきまして聞き取りを行ったところです。母子手帳の交付につきましては、新規交付や転入者への母子手帳交付の際、妊婦健診のクーポン券の発行や使い方の説明と併せまして、妊婦さん御本人の健康状態を確認するというのが大変重要な業務なんだということでした。実際に相対して顔色などをきちんと確認をした上での母子手帳の交付が必要なんだということでした。そういったものを踏まえますと、リモートで対応できるのか、あるいは保健師を窓口に置くのか、あるいは本庁での対応のみとするかなども、細かい部分においては検討が必要になってくると思います。そういったものを踏まえて適切な人員を確定していきたいと考えております。あわせまして、土曜日、日曜日の開庁と、職員の例えば休暇取得等など、業務に支障がないよう配慮した体制を考えていきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 やはりこのコロナ禍ですので、職員さんたちがコロナにかかってお休みになってしまうということもあると思いますので、またその支所、新しく支所的役割のある窓口というのは初めてですので、そのプロジェクト会議の中で、様々細かいところまでちょっと考えていただき、人員の配置をしていただきたいと思います。

新たにその窓口が設置されるわけですが、出張所ではないので新しいことが増えると思います。スムーズな運営を行うためには、ほとんどのこの本庁舎の窓口業務に対応できるような職員の方がいなければならないと思います。先ほどリモートでというお話もありましたけれども、この本庁からリフレプラザのほうに人員異動はお考えなのでしょうか。また異動がある場合、本庁舎窓口の職員の方は、窓口業務と、あとほかに正面玄関を入れてすぐの総合案内、またエスカード出張所勤務の職員さんが配置されていると思います。その中で、相談総合窓口課の職員を割ってリフレに配置するのか。もともと、以前からも質問しておりますが、この本庁舎の窓口ですごく忙しそうで、結構待っている市民の方がすごく多いんですね。それが密になっているという質問をさせてもらっているんですけども、ここから異動してしまうと、本庁舎の機能が少し不足するのかなと思います。またこの業務が後れを取って総合窓口がさらに混雑したりとか待つ人が多くなってしまうと、ちょっと本末転倒なのかなというふうに思いますので、その異動などについてどのようにお考えかを伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 リフレ窓口への職員につきましては、現在、どの部署から何人という具体的な中身はこれから検討していくというところであります。先ほど議員がおっしゃいましたように、本庁舎の業務が大変混雑するのではないかとということでもありますけれども、リフレ窓口の開設によってそちらに流れるお客様も踏まえたと、そういった部分を考慮して人的な配置は考えていかなければいけないかなというところもございます。

基本的には支所に近い窓口業務を行ってまいりますけれども、さきに申しあげましたとおり、取扱い業務を詳細に確定して、可能な限り支所に近い形で行っていくんですけども、その業務を確定した後、いわゆる総合窓口課の職員、そういったものに限定することなく、職員の配置については検討をしてみたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ありがとうございます。

ひたち野リフレプラザの窓口の設置は、ひたち野地区の近くの皆様への利便性向上とともに、本庁の密回避も大きくできる原因の一つだったと思いますので、滞りなく業務がなされるように、お願いをいたします。

また、先ほどひたち野リフレビルのほうの窓口に流れていくというお話を伺いましたが、やはり窓口ができて、すぐスムーズにその地区の方がそっちに移るということではないと思うんですね。やはり本庁に来るものだと思っている方も多いと思いますので、その辺についても柔軟に対応していただければと思います。

また、ほかの出張所よりもできる手続が多くなりますので、ホームページ等に本庁舎でないとできない業務などを掲載すれば、市民の方の電話の確認が少なくなったりとか、またリフレビルに一度行ってしまって、でも本庁じゃないとできないと言われて二度手間になってしまう市民の方の負担回避にもなると思いますので、ホームページに本庁でないとできないことというのも載せていただくよう提案を付け加えて、次の質問に移ります。

次に、コミュニティ・スクールの周知徹底について伺います。

コミュニティ・スクールに関する質問は何度もさせていただいておりますが、今よりももっと詳細に市民に浸透すべき教育であると感じるため、再度の質問をさせていただきます。

牛久市の教育は、国よりも先進的に進めてきたことが多く、県内でも率先して市内全ての学校がコミュニティ・スクールになっております。この先進的な教育方針を、どれくらいの市民が知っているのでしょうか。

市のホームページを見ますと、コミュニティ・スクールについての説明や活動が掲載されておりますが、根本的にそもそも、なぜコミュニティ・スクールが必要なのか、子供たち、保護者をはじめ、どれくらいの市民が理解しているのかが疑問であり、より周知すべき課題であると思います。どのように周知徹底していくのか、お考えを伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 近年学校が抱える課題は、困難化、複雑化しております。例えば、不登校の子供たちの居場所づくりや部活動の地域移行など、地域の協力なしには解決ができない問題もあります。一方、学校と地域が連携、協働することで、地域課題が子供たちの深い学びにつながる活動もあります。

例えば牛久一中では、3年生が牛久シャトーの復興に向けての解決策を考えたり、2年生が甲州市まで行ってワイン文化を学んだり、自分たちでデザインしたシャトーのマークの入った笠間焼を作ったりしています。こうしたことを通して、牛久シャトーの文化の継承に役立っています。

また、牛久南中は地区交流会を行い、全校生徒が地域に出て、行政区長と一緒に空き家問題や防災などについて考えています。今年も9月16日に、全国生徒が地域に出て、祭りの準備、防災用具の試運転、危険箇所の確認、AEDや消火器の講習会、シャトーの清掃といった活動を計画しているようです。

牛久小学校の防災探検隊の学習では、子供たちを地域で学ばせるために、保護者と地域の方が70名もつながりながら、防災地図を作ったり、数名の子供たちのグループを地域で引率して学ばせたりすることを通して地域の方々の新たなつながりができ、顔の見える関係が広がっています。

このようなことを広く地域の皆さんに知ってもらうためにも、広報活動は重要と考えます。このため、学校だよりや学校のホームページを通して、保護者や地域の方に、学校運営協議会の協議内容や地域と連携した学習活動を伝えています。また、多くの方に知っていただくために、市の広報紙や市のホームページでコミュニティ・スクールの記事を掲載しています。

その結果、学びの共同体の視察も含めて、昨年度は、国立教育政策研究所、国立教職員支援機構をはじめ、島根県の安来市、愛知県の瀬戸市など、県内外から20件の訪問を受けています。今年度も今月と来月にわたって、福島県の三春町、愛知県の尾張旭市、北海道のむかわ町、埼玉県の坂戸市、県政教育事務所管内の全ての市町村、潮来市などが視察に来る予定です。あと議会の方々も、7月にはつくばみらい市が、8月には山形県の寒河江市が来る予定でしたが、コロナで延期になっています。11月には阿見町の議員さんたちが来るというように、県内外から視察の依頼が既に20件以上来ております。

また現在は、こうしたことも踏まえて、市のホームページのコミュニティ・スクールの掲載の階層を上を上げて見やすくしました。今後、市民の方に分かりやすく伝えるように、より一層工夫していく方向で考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 今議会の通告の締切りのときに、締切りの時点ではですが、まだ掲載がなかったんですが、2022年、今年、先月の8月31日に更新されたホームページですね、「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり（学びの共同体）のお願い」ということで、教育長のメッセージが掲載されました。私はホームページ等々見させていただいて、今までこういった思い、どういうふうを考えているのかということがあまり載っていなかったのものでこの質問を通告したんですが、その後すぐにこのメッセージが載ったので、ちょっとずるいなという、ただ早く載せていただいたので、すごくよかったと思います。

このメッセージを読ませていただいて、もともと、もう学校で先生をやられている頃から学び合いの大切さなど実践してきた教育長のお考え、思いが大変伝わりました。今定例会の議案第43号の教育長の任命で議会で全会一致で可決したことも、教育長の本市の子供たちへの教育方針に関するお考えへの賛同であった結果だと思えます。そして、先ほど、何十件も視察のほうが入ったというお話は伺いましたが、以前より牛久市の教育に関する視察は多いと聞いて

おります。しかし、それは、教育関係者だったり、議員だったり、コミュニティ・スクールをある程度理解している方だから牛久市に来られているんだと思います。まず理解をすべきは牛久市民ですよ。牛久市の教育方針を現在把握していない市民の方々にも伝わる内容で周知できているとお考えでしょうか。

このコミュニティ・スクール、現在の牛久市の教育は、地域の方々、PTA、学校運営協議会、ボランティアコーディネーターの皆様との関係でつくっているものであります。このコミュニティ・スクールを切れ目なく運営していくためには、学校教育を支えている関係者と教職員の方々の関係もとても大きく影響します。以前も同様の質問させていただいておりますが、2年程度で教職員の方の異動があったりすると、せっかくこう構築されてきたコミュニティ・スクールとしての関係性が一度崩れ、また一から構築しなければならないという事態も出ております。その温度差があると、やる気のなくなってしまう関係者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。市の全体的な教育方針ですので、学校任せではなく、もう少し市が寄り添い切れ目のない運営をしていくべきだと思いますが、お考えを伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 コミュニティ・スクールが継続的、安定的に発展していくためには、学校運営協議会で思いや課題を共有し、コミュニティ・スクールの取組を地域に定着させていくことが大切です。しかし、教職員の異動のために、コミュニティ・スクールの取組が新しい管理職に理解されず、活動が停滞してしまうことが懸念されます。

そこで、教育委員会としましては、市外異動などでのコミュニティ・スクール未経験者の学校管理職に対して、コミュニティ・スクールについて正しく理解するための研修を行っていく予定です。そして、下部組織である学校運営協議会が、十分な協議が行われているか、形式的なものになっていないかなど、協議会の状況等について、教育委員会のスタッフが参加し、その様子を把握しながら、継続的な支援を行っていきます。

さらに、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員、俗に言えばコーディネーターという方ですが、が学校運営協議会の委員として学校運営に参加することで、学校管理職が異動した場合でも前年度の流れが分かり、切れ目のない運営を行うようにしていきたいと思っています。

コミュニティ・スクールを市内全校に導入し、今年で4年目になります。コミュニティ・スクールがどの学校でも着実に進んでいるのは、地域の方々の深い学校理解と子供たちへの熱い思いのおかげだと思っています。よりよい連携を通して子供の学びや地域のコミュニティーをつくっていくためにも、メールやホームページ等を有効的に活用し、必要な情報が迅速に届けられるような仕組みを整備していきたいと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 明石市のコミュニティ・スクールを検索すると、すぐにコミュニティ・スクールがなぜ必要なのか、それらが子供たちへもたらす必要性、可能性を具体的に示した、とても分かりやすいページに案内されます。とても読みやすく色分けがされていたり、まとまっていて、詳しく詳細を知らない者でも理解しやすい内容になっておりました。

一方、牛久市のコミュニティ・スクールを検索すると、ホームページなど、ばらばらと出てきて、自分でどンドンどンドン検索していかないと、まとめとして分からないように感じました。ある程度説明はされているものの、文章のみで書いてあるので、本当に興味がなければ読み進められないように感じます。ほかの明石市などを参考にさせていただいて、牛久市も同じか、それ以上の教育を行っているわけですから、誰もが一目で分かるようなものを発信してください。こういうものを発信することによって、今後の後継者ですよ。今地域を支えている、学校を支えている方々がどンドンどンドン増えていくように市民に周知してほしいということです。何度も同様なことを強調させていただいていますが、やはり牛久市の教育は人と人がつくっていく、つないでいくものですので、もっと踏み込んで、教育委員会、市がもっと踏み込んで寄り添って進めていかなければ、教育長の掲げた4年前から始めているこのコミュニティ・スクールも、理想論で終わってしまうと思います。

今後の継続に影響が出る可能性もあると思いますので、もっと、すごく一生懸命学校のために頑張ってくださいている方が多いんですけども、ちょっと教育委員会としては言い放しな部分が少しあるように思います。もっともっと細かく情報発信を密に取っていく。学校の先生が替わってもその体制を変わずに続けていけるように力を注いでいただけるかどうかを、教育長に再質問させていただきます。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 実は今年、先日、牛久三中の学校運営協議会やったんですが、牛久三中のコミュニティ・スクール、学校運営協のメンバーには大学生が2人入ってしまっていて、三中の卒業生が入っています。自分たちが受けた学び合いを、当時は分からなかったのですが、今、授業を見てすばらしいと大学生が振り返ってくれたんですが、そのときの彼女が、自分たちがSNSでもっと発信したいと言っていました。やっぱり若い人たちは、SNSを使ってすごく発信するのが上手なんだと、その牛久三中の卒業生に学びました。

そういうのもありますので、もっと若い人たちも入れたりしながら、明石市のホームページ見ながら、きれいなホームページづくりに努力したいと思っています。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ぜひ、いい教育を行っていますので、ぜひどンドン周知していただ

きたいと思います。これもまたいつも確認しているんですが、幾ら教育長や教育委員会が頑張っている、市全体が教育を前に進めていかなければ続いていけないことだと思います。どんどん教育委員会と市役所全体で連携取っていただいて、ますます発展していくように力を注いでいただけるのか、市長に質問をさせていただきます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 いろいろ御指摘ございます。確かに牛久のホームページ、何にしても、非常にPRが下手だという話、ホームページの書き方が下手だということ、御指摘、私が市長に就任してからも相当言われます。広報紙の在り方もしかり。でも、私は最近、広報紙はよくなっているのかな、なんか、自負するところでございますけれども、ただ、まだまだPRの仕方が、一生懸命やっていますけれども、下手だということ、私もそんなふうに感じます。ですから、もっと若い人のこと、何ていうんですかね、いろんな方に受け入れられるようなホームページを作っていくことが肝腎なのか、私、基本的に教育委員会も私たちの仕事も組織的には違うふうに分かれていますけれども、僕は全然一緒の仕事をしています。教育も牛久のまちづくりの根幹をなすもの、そして私たちも市民生活のものの仕事をしっかりしています。ですからそういうことで、私は教育委員会だからってという話は一切していません。本当に今、いろんな話で教育委員会というのはやっぱり、子供たち、そして、僕は学校教育ばかりじゃない、社会教育もあるし、まして地域づくりに大きな貢献をするのが、私は教育なのか、文化なのか、歴史なのか、そういう理解で始めますと、本当に牛久というのは様々なところのいろんな組織が一緒になってやらないといけないということを、私は前向きに言っています。ですから、これからも様々なこと、何と申しますか、連携しながら、これ当たり前の話です。その当たり前の話もなかなかうまくいかない。うまくいったように見えるというのもちょっと寂しい話ですけれども、そのようなこともこれからも改善しながら、そして、まちづくりのためには、どこが一番大切なのかな、これからどこが変な話、戦略的に進めていくのかな、そういうことがこれからのまちづくりに重要なポイントとなるかと私は思っています。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ありがとうございます。

先日の同僚議員の質問の中での御答弁でもありましたが、やはりまちづくりの拠点となるのが学校ではないかというようなお話も伺っておりますので、ぜひ、教育、コミュニティ・スクール自体がもうまちづくりみたいな、もう皆、地域が関わるものですので、ぜひ今後とも進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。これからの牛久市の防災の取組についてを伺います。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、感染症対策を踏まえた防災対策、そして、

それに備えた防災訓練が重要です。市での現在の防災訓練についてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症を考慮した防災訓練につきましては、令和2年6月25日及び令和3年10月6日に、牛久市運動公園武道館にて実施しております。

訓練の内容としましては、2回とも避難所の開設訓練となっております。感染症対策を実施した上での避難所の開設準備、受付、各ゾーンへの誘導、パーティション、段ボールベッドの設営訓練、感染防護具の着脱訓練を実施しております。

訓練の参加者は、避難所の従事職員を中心に、竜ヶ崎保健所、牛久消防署、牛久市消防団、牛久市区長会及び牛久市防災会の会長・副会長、牛久市防災士部会委員長・副委員長に御参加いただき、実施をいたしました。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 災害はいつ起こるか分からないものです。防災訓練は定期的に行っていると思いますが、日中に起きると夜間における災害では、やはり視界や気温、交通状況など様々違う部分もあると思います。それぞれの訓練が必要であると思いますが、実際に市で実施した夜間の防災訓練の検証と課題についてを伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 夜間参集訓練につきましては、令和4年、今年ですね、7月13日19時より、市長をはじめとした職員約50名、牛久警察署長ほか2名、牛久消防署長ほか1名、牛久市消防団の御協力の下、牛久市で震度6強の地震が発生した想定で、自宅から保健センター、奥野生涯学習センターへの参集及び災害対策本部会議の実施から被害状況の報告までを行いました。

訓練後、参加した職員にアンケート調査を実施した結果、夜間参集時の注意点について認識が高まった、車や公共交通機関が利用できない場合の参集にどれほどの時間を要するか分かったとの声がありました。また、災害対策本部への被害状況内容を各部で検討したため、実災害時にどのような被害が市内で発生するのかについて考えるきっかけにもなったとの声もあり、各部にて防災意識を高めることができたと考えております。

一方、課題としましては、今回の訓練は日時を指定しての実施であったため、滞りなく職員が参集し、市の災害体制を構築することができましたが、実際に大規模災害が発生した際は、何割の職員が参集できるのか不明との声が多くありました。そのため、職員参集に関しましては、職員参集機能を含めた防災アプリケーションの導入を含めて、検討協議を行ってまいりま

す。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 この異常気象であったり、大震災いつ起こるか分からないと言われている中で、どのような被害があるか分からない中で職員の皆さんが駆けつけたりとかそういうことを想定していらっしゃるということで、そうですね、難しいと思いますが、いろんなことを想定して進めていってほしいと思います。またアプリの導入は大変有効であると思いますので、ぜひ進めてください。

また、今月は防災の月間として、9月1日には防災の日として災害への備えを知らせる市のLINEなどが入ってきました。市として、市民がパニックに陥らず、落ち着いた行動を取るためにも、防災に関しては日々の市民に対する啓発が重要です。大きな災害があった直後は用意していた備蓄品も、年月がたつとだんだんと少なくなっていく家庭が多いです。それと同時に防災に対する意識が低くなる傾向にあります。どのように日々の防災意識を高めるか、様々なことを周知していくのか、お考えを伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 いつ発生するか分からない災害に備えるには、日頃より防災について考えていただくことが重要です。そのため市では、ホームページ及びSNS等での様々な情報発信、広報うしくへの記事の掲載を行っております。広報うしくに関しましては、9月1日が防災の日となっていることから、今年の広報うしく9月1日号にも特集を組んで記事を掲載したところです。

また、令和3年5月には牛久市防災ハンドブックを作成し、市内全戸に配布をしております。

さらに、令和3年1月から2月にはエスカードビル、令和3年11月から令和4年1月には牛久市役所本庁舎、そして、本年7月から8月には牛久市運動公園におきまして災害用備蓄品展示コーナーを実施し、災害への備えについて具体的に体感していただけたものと考えております。

今後は、より定期的な広報うしくへの記事の掲載、かっぱメールなどを用いた啓発活動を実施し、市民の皆様とのさらなる防災意識の高揚を図り、各行政区、各自主防災組織で実施する防災訓練に積極的に参加し、災害時は自分の身は自分で守るという自助の意識を持っていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ハンドブック等全戸配付、またいろいろなSNS等で配信なされて

いると思うんですけども、とてもそれは有効であると思います。ホームページなどは自分で調べないと出てこないのも、やっぱりかっぱメールとかLINEとか、市側からは配信していただくのがいいと思います。

今後は、せっかく牛久市防災ハンドブック、大変詳しくいろんなことが載っておりますので、今回の9月1日に送られてきたLINEもそうだったんですが、タブレットだったりネットで見られるものなので、URLなどのリンクも一緒に張っていただいたほうが出先だったり通勤時も確認ができると思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、移動が困難な高齢者の方、障害者の方への避難指示、移動についてを伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 避難行動要支援者のうち土砂災害警戒区域にお住まいの方につきましては、市で避難指示や高齢者等避難を発令した際、直接電話等で避難の呼びかけを行い、避難支援が必要な場合は市職員を中心に避難支援を行う体制を構築しているところです。また、土砂災害警戒区域外の方につきましては、今後、個別避難計画を迅速に作成するために担当部署間で協議を進めているところでございます。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 職員の方が避難支援を行っていくということで、安心しました。ぜひ、個別避難計画についても、併せて早期に構築されますようお願いをいたします。

大きな地震などがあっても、自宅の崩壊や火事などではなく居住可能であれば、避難所に行かずに慣れ親しんだ自宅で生活を続ける在宅避難が原則となります。市民の方の中には、大地震が起きたらすぐ避難所へ行かなければならないと思っている方も意外と多くいらっしゃいますが、避難所の受入れ人数にも限界がありますし、混乱を避けるためにも、居住可能であれば在宅避難、そしてその在宅避難のための備え、先ほどのハンドブックもそうですし、ローリングストック法などの備蓄の仕方など、そういうものを周知を徹底していただきたいと思います。

そして実際に災害があり、在宅避難をしている場合、ライフラインが止まっている状態であると、各御家庭で在宅避難をしている現状が見えないと思います。安否確認などを含め、災害時の在宅避難者を確認するためのサイン、そういうものの作成、配付をしてはいかがでしょうか。例えば、ベランダや玄関先などに、各種確認がしやすいよう、家の中で待機していますよということが分かりやすいように、色つきの布だったりシートみたいなものをかけるようにすれば、遠くから見ても、このお宅は無事で中に待機しているんだというのが確認しやすくなると思います。また1軒ずつ確認をしづらいマンションやアパートみたいな集合住宅などでも、ベランダを見れば何軒ぐらい御自宅にいるというのが分かりやすくなると思いますので、市としても対応がしやすくなるのではないかと思います、そんなに高額な費用もかからないこと

だと思いますので、ぜひ、そのようなものを作成してはいかがでしょうか、お考えを伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 災害時に在宅避難者を確認するサインとしては、全国的に有名な事例として、静岡県富士宮市で実施している、黄色いハンカチを見える位置に掲げ、自身の安否の無事を示すとの事例がございます。

牛久市では、自主防災組織活動育成事業補助金交付要綱に基づきまして、新たに自主防災組織を結成する行政区に対し、資機材整備費として最大で100万円を補助しております。本制度を用いて、一部の行政区では安否確認タオル、これを購入し、災害発生時に自宅のドアノブや郵便受け等に掲示するようにしているところもあると伺っております。今後、自主防災組織を結成する行政区に対しては、本制度の補助金を用いて購入が可能です。

また、牛久市全体に対してのサインの導入でございますが、本取組は、大規模災害における迅速な安否確認が可能となり、その後の救出救護活動にもつなげられることが可能なため、非常に有効な手段と考えております。静岡県富士宮市などでの先進的な事例を調査の上、サインの導入に向けた準備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ありがとうございます。

サインの準備をしていただけるという御答弁をいただきました。先ほども申し上げましたが、災害というのはもういつ起こるか分からない、明日起こるかもしれないということですので、早期に実現していただきたいと思います。準備してくれるという答弁いただきましたが、市長、いつ行っていただけるのか、確認をさせていただきます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 災害は忘れた頃にやってくるということがございます。ですから、皆さんの意識が薄まる前に、そういういろんな様々な訓練、そして先ほどもタオルでございました。私も実は消防団にいるとき、こういう提案をしたんですが、なかなか、そのときは認められておられませんでした。またこういう、本当に安い単価で、比較的効果的な、あれ、何で当時の消防団長は認めてくれなかったのかなとちょっと寂しい思いした経験がございます。そういうことで、本当に安否確認というのは非常に、そして今、高層マンションのベランダに置いておくだけでも随分それで違います。そして、あそこはいるな、ここは退避しているな。ただ、そこでもう一つあと、今度また、災害時に、火事場泥棒じゃないけれども、そういうのもあります。そういうことも、いろんなメリット、デメリットもあるというのは承知ですけれども、でもやはりその場においては、やはり、何と申しますか、市民の生命でございます。生命優先に

そしてそのアフターをどのようにするかということは、やはり、効果的な、何ていいますかね、方法というのは、私は大切なアイテムではないかと思います。

そしていつも職員に言っていますけれども、災害等いろいろ訓練しますけれども、もし仮に今ここで大型地震起きた場合は、恐らくパニック状態になりまして、どのようにやっていいか。恐らく100人いたら50、100人いたら恐らく7割8割パニックで動けないということもあります。ですからそういうものも常に意識することが、防災に関しての、私は最大の、何ていいますか、予防なのかなと思います。

私、この前、名古屋行ってきたんですが、名古屋のホテル泊まったんですがけれども、そこにはトイレの脇にポリタンクの防災用水ということでございました。皆さんも御存じかもしれませぬけれども、よくエレベーターの中に、隅に三角のあります。あれは椅子ばかりじゃなくて、非常用のトイレであります。ちょっと開けるとすぐ開きますから見ていただくと分かりますけれども。そういうことで、非常にそういうことの訓練もありますけれども、そういう備品、ございます。あとやっぱり訓練を定期的に行わないといけない。例えば、感染症のときもやりました。夜、夜間訓練もやりました。今度、僕、今、思っているのは、駅前で、土曜日か日曜日、駅前で、そのときに、多くの人たちがいる前で、職員がどのような避難行動、いろんな防災、あそこにテント張ったり、公衆トイレ、非常用トイレつけたり、そういうことを見せるという訓練も必要じゃないかなということで、常にいろいろな環境の中での訓練、それをどのように市民の皆さんにアピールするかということが、これからは大きな、私の何ていうか、災害に対する予防策だと思いますので、このような有効なアイテムはどんどん私は取り込んだほうがいいんじゃないかと思っています。

○杉森弘之 議長 長田麻美議員。

○9番 長田麻美 議員 ありがとうございます。

視察といいますか、ほかのところに見に行かれたりとか、今までも消防団の御経験もあると思うので、大変熱い防災についての思いを聞かせていただきました。それだけ熱い思いで有効なアイテムというふうに言っていますので、明日にでも取りかかっていた方がいいかなと思っています。ぜひよろしく願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、9番長田麻美議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時20分といたします。

午後0時07分休憩

午後1時20分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第45号の1件、意見書案第10号ないし意見書案第12号の3件、請願第3号の1件、要望第2号の1件の提出がありましたので、サイドブックに登載いたしました。

なお、要望第2号の1件につきましては、内容を十分検討の上考慮されますようお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第30号ないし日程第14、議案第42号の13件、日程第15、認定第1号の1件、日程第16、意見書案第9号の1件を一括議題といたします。

○

議案第30号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第31号 牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第33号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について

議案第35号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について

議案第36号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

議案第37号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第38号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

認定第1号 令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

意見書案第9号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

○杉森弘之 議長 これより議案第30号ないし議案第42号の13件、認定第1号の1件、意見書案第9号の1件について、順次質疑を許します。

ここで、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。

質疑発言は、明瞭、簡潔に、その範囲を超えないようお願いいたします。また、答弁に際しましては、的確かつ簡潔、明瞭にされるようお願いいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願い申し上げます。

初めに、議案第30号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第31号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第32号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第32号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第33号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第34号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第35号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第35号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第36号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第36号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第37号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第37号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第38号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第39号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第40号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第40号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第41号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第1号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第9号についての質疑を許します。19番石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 本意見書案について5点の質疑を行います。

まず一番初めでございます。提案理由の2段落の1行目に「義務標準法改正」との表記がありますが、この法律の正式な名称は何でしょうか。

次に、2点目といたしまして、提案理由の2段落の3行目から4行目にかけての「きめ細かい教育をすすめるためには」との表記において「すすめる」が平仮名表記であるのに対して、4段落の2行目の「計画的に教育行政を進めることができるように」との表記においては「進める」が漢字表記であります。その理由は何でしょうか。

3番目でございます。提案理由の3段落の1行目から2行目にかけて「独自財源により人的措置等を行っている自治体もある」との表記がありますが具体的にはどの自治体を指しているのでしょうか。

4点目、本意見書の提案理由を再確認したところ、平成30年から今回までの5か年間の提案理由がほとんど同一の文言であります。その理由は何でしょうか。

最後5点目、日本国憲法第26条第2項において「義務教育はこれを無償とする」との規定があり、それを具現化する意味で義務教育費国庫負担法が制定され長年にわたって義務教育の

国庫負担が堅持されている厳然たる事実がありますが、なぜあえて義務教育費の国庫負担の堅持を求める意見書を毎年提出する必要があるのか。

以上について明快なる答弁を求めます。

○杉森弘之 議長 16番黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 ただいまの石原議員の5点の質問にお答えしたいと思います。

この1番目の義務教育法改正というのは、義務教育法というのは正式名というのは私もしつかりとした知識はございません。義務教育法は先ほど石原議員のほうから質問があったように、義務教育というのは6歳から中学3年生までですね、それを義務教育というふうに一般論で捉えたものを私の認識の中にございます。

それと2番目の「きめ細かな」という文言でございますけれども、これは本当に重箱の隅をつつかれるようなので何とお答えしていいか分からないんですが、その表現の中で流れといたしますか、そういう形で平仮名表記と漢字表記をされたというような捉え方でよろしいかなというふうに思います。

3番目ですか。3番目に対しましては、この間5年間、平成30年からずっとということなのですが、御存じのとおり、予算というのは毎年毎年単年度予算でございまして、なかなか進展や改善が認められないような場合におきましては、同じ内容を継続しているというふうに理解していただければよろしいかなというふうに思っております。

あと5番目ですか、26条2項。急いで今見たりしたんですが、突然なので、ちょっと、教育法26条の2項、ちょっとね、聞き漏らしてしまいましたけれども、申し訳ございませんがもう一度質問してください。（「後から。具体的な自治体っていう」の声あり）分かりました。今、議長のほうから具体的な自治体名ということでしたけれども、具体的なものに関しては、これはあくまで全体的に茨城県の44市町村が提案するものでありまして、よその自治体ですね、47市町、県の中での具体的の内容につきましては、少々知識もございませんし、ちょっとその情報が持ち合わせておりませんので、よろしく願います。

○杉森弘之 議長 19番石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、提案者の答弁を聞いておりまして、このように感じました。

お話聞いておりますと、この提案理由というか、この意見書の内容をよく理解をされていないのかなというのが正直な感想でございます。であるとすれば、提案者が理解をしていないものであるならば、これを取り下げるべきではないかと考えるのでありますが、この点はいかがでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

ちなみに、一つ御指摘をさせていただければ、義務標準法というものの正式な名称は国立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というものでありますので、御認

識をいただきたいと思います。

以上であります。

○杉森弘之 議長 16番黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今、石原議員のほうからこの意見書、意見書第9号の案に関しまして取り下げろというような御発言がありましたけれども、この意見書に関しましては、毎年茨城県の、そしてまた牛久市の教育の拡充を図るために必要な処置でございますので、取り下げる気は一切ございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第9号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第45号を議題といたします。



議案第45号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 現在上程しております議案に加え、本日1件の追加議案を上程いたします。

議案第45号は、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第5号）でありまして、既定の予算額に1億2,885万8,000円を追加し、予算の総額を299億6,615万6,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、県支出金は、低所得子育て世帯及び低所得ひとり親世帯生活応援特別給付金事業補助金を計上するものでございまして、繰入金は補正予算調整に伴い不足する財源について財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出といたしましては、民生費の社会福祉費は令和3年度に実施した住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費の確定に伴う国庫返還金を計上するものでございまして、児童福祉費は食費等の物価高騰等の影響を受ける18歳以下の児童を養育する住民税均等割の非課税の子育て世帯及び低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給するため、生活応援特別給付金を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要であります。詳細につきましてはお手元の議案書等により御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第45号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第18、意見書案第10号を議題といたします。

意見書案第10号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の
提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。2番藤田尚美議員。

〔2番藤田尚美議員登壇〕

○2番 藤田尚美 議員 意見書案第10号。朗読をもって、提案理由とさせていただきます。

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも、本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

そこで、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 現時点では取り組み事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。

5 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様、御賛同をよろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由説明は終わりました。

これより意見書案第10号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第10号の質疑を終結いたします。

次に、日程第19、意見書案第11号を議題といたします。



意見書案第11号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。1番鈴木勝利議員。

〔1番鈴木勝利議員登壇〕

○1番 鈴木勝利 議員 意見書案第11号。朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書（案）

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約440万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食糧安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題である。この課題解決に向けて、農村部では、農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっている。実際に、我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

一方で都市部の農地は、2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況である。

そこで、政府においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境の整備と予算の拡充を強く求める。

記

- 1 農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、地方自治体と民間企業等の連携のもとでの半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えるとともに、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。
- 2 総務省と厚生労働省において別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸付を促す情報を提供するなど、国と地方自治体と民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。
- 3 荒廃農地にコスモスやひまわりを植える等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また荒廃農地にレンゲを植える等により農地の保全を支援する多面的機能支払交付金の最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大とともに、予算の拡充を図ること。
- 4 人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業推進交付金」の自治体と民間企業等の連携のもとでの活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の御賛同、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第11号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第11号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第12号を議題といたします。



意見書案第12号 安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。16番黒木のぶ子議員。

〔16番黒木のぶ子議員登壇〕

○16番 黒木のぶ子 議員 意見書案第12号、安倍元総理の国葬を中止するよう求める意見書（案）でございますが、提案をもって朗読させていただきたいと思っております。

安倍元総理が街頭演説中に襲撃され亡くなったことは、加害者の動機等に関わらず許しがたい脅威であり、断固抗議するものです。

謹んでご冥福をお祈りします。

岸田首相は、安倍元総理の国葬を本年9月27日に行うと閣議決定しました。しかし、国葬を閣議決定したことについて、政府は内閣府設置法で内閣の所掌事務とされている「国の儀式」として閣議決定すれば可能であるとしています。しかし、「国の儀式」に国葬が含まれるという法的根拠はありません。政府がその経費を全額国費で支出し国葬を行うことは法的な根拠がないばかりでなく、国民への税負担の強制になります。

また、国葬を行う理由として、安倍元総理の歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政外交で大きな実績を残しているとしています。これは現内閣の主観的な評価にすぎず、客観的な評価が必要です。政治家への評価は、主権者たる国民の一人ひとりが自らの意思で判断すべきものです。安倍元首相の功績をたたえたいという共感を求めることが国葬の目的となれば、思想信条の自由の侵害にもなりえます。

さらに、今後の首相経験者の葬儀も、国葬か否かは内閣の一存で決まることとなります。民主主義の中で、国の儀式はどうあるべきかを、国会で議論すべきです。

よって、下記のとおり、関係機関に対して、意見書を提出します。

記

1. 安倍元総理の国葬を中止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案12号についての……（「すみません。発言を求めます」の声あり）16番黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今の文言の読みの訂正をしたいと思います。

安倍元首相のところを総理というふうに読みましたのを、首相というふうに訂正してください。どっちでもいいんだけどね、これ。ということです。

○杉森弘之 議長 これより意見書案第12号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第12号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号ないし議案第42号の13件、第45号の1件、認定第1号の1件、意見書案第9号ないし意見書案第12号の4件については、会議規則第3

7条第1項の規定により、サイドブックス掲載の付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

令和3年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務企画常任委員会

議案第30号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第31号 牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第33号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について

意見書案第10号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について

意見書案第12号 安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出について

◎教育文化常任委員会

意見書案第9号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

◎環境建設常任委員会

議案第35号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について

議案第36号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

意見書案第11号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出について

◎予算常任委員会

議案第37号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

- 議案第38号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第39号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第40号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第41号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
議案第42号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第45号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

◎決算特別委員会

認定第1号 令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

○杉森弘之 議長 つきましては、各常任委員会において受託案件を審査終了の上、来る9月22日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いをいたします。

次に、日程第20、休会の件を議題といたします。



休会の件

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。委員会審査、土日祝日及び議事整理のため、明日9日から21日までの13日間を休会とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、明日9日から21日までの13日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時02分散会